

講道館柔道試合審判規定・少年規定

少年(中学生・小学生)の柔道試合は、「講道館試合審判規定」のうち、次の事項を加え、あるいは置き換えたものによって行うものとする。

1. 禁止事項(反則)として加えるもの

(1)「立ち勝負」のとき

ア 相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。(指導)

* ただし、技を施すため、瞬間的(1, 2秒程度)に握るのは認められる。

* 中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることは認められる。

イ 両膝を最初から畳について背負投を施すこと。(注意以上)

ウ いきなり相手の足(又は脚)をとること。(注意以上)

* 中学生の場合は、試合者の程度に応じて、片手で襟又は袖を握っている状態から、相手の足(又は脚)をとつ

(2) 関節技を用いること、及び絞技のうち、三角絞を用いること。(注意以上)

* 小学生の場合は、絞技、関節技いずれも禁止する。(注意以上)

(3) 次の技を施すこと

・蟹挟(反則負け)

・無理な巻き込み技(注意以上)

・相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰など。(注意以上)

・双手刈(注意以上)

* 小学生の場合は裏投も禁止。(注意以上)

(4) 固技などで、頸の関節及び脊柱に故障を及ぼすような動作をすること(指導以上)

2. 置き換えるもの

(1)「抑え込み」及び「解けた」の宣告

主審は、「抑え込み」が完全にその体勢に入ったと認めたとき「抑え込み」と宣告する。また「抑え込み」と宣告されたあとで技をはずしたときは「解けた」と宣告する。また、抑えられている試合者が両膝とも畳についた形になったときは「解けた」「待て」と宣告し立たせる。(最後の一文が少年規定に追加されている。)

(2) 絞技においては、審判員は見込みによって一本の判定を下す。

* 少年の試合は学年別の無差別で行われることが多く、試合者同士の体格、体力に大きな差が見られることや、身体が未発達のため障害を負う危険性が高いことを配慮して上記の少年規定をもうけている。

参考資料:

「詳解 柔道のルールと審判法 [2004年度版]」(大修館)

「講道館柔道試合審判規定〈取扱い統一事項〉(平成13年6月4日改正)」(講道館/全日本柔道連盟)

各種公認審判講習会資料